

社会福祉法人西海市社会福祉協議会 契約職員給与規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会の契約職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程により契約職員に支給する給与は、基本給、通勤手当、勤勉手当、介護支援専門員手当（ケアマネ手当）、職員紹介手当、介護職員処遇改善手当、キャリアパス手当、メンター手当、処遇改善賞与、介護職員等ベースアップ等支援加算手当、保育所職員処遇改善手当、処遇改善臨時特例手当、離島勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、管理職手当とする。

(基本給)

第3条 基本給は給料表に基づき支給する。給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

給料表2（別表1）

(初任給)

第4条 新たに契約職員として採用する場合は、次に定める初任給を支給する。
原則として1号俸とする。

ただし、特別な技能・資格等がある者については、それを勘案して初任給を決定することがある。

2 正職員が定年後に契約職員として再雇用される場合の基本給は、定年時基本給の給料表2の直近上位の号俸とする。ただし、45号俸を上限とする。

3 業務上必要とする特殊な技能、技術、資格、経験を有する正職員で定年後に引き続き管理職として再雇用される者の基本給は、会長が決定する。この場合、職員給与規程第13条に基づき管理職手当を支給する。

(昇 給)

第5条 契約職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うことができる。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準とする。

3 60歳以上の契約職員の上限は45号俸とする。また、45号俸を超える基本給の契約職員は、60歳到達後の4月1日に基本給を45号俸とする。

4 前条第3項の契約職員の昇給は行わない。

(給与の支給)

第6条 給与の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 給与は毎月15日に前月分を支給する。ただし、その当日が休日、日曜日、又は土曜日に当たるときはその前日において直近の休日、日曜日又は土曜日でな

い日とする。

- 3 新たに契約職員となった者にはその日から給与を支給し、昇給、降給等により給与額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。
- 4 契約職員が離職したときは、その日までの給与を支給する。
- 5 契約職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により支給する場合であって、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給与額はその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(支払方法)

第7条 給与は、直接本人にその全額を支払う。(本人名義の預貯金口座に振り込むことにより、支給する。)

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、給与から控除して支払う。
 - (1) 所得税、社会保険料など法令により控除することが認められたもの。
 - (2) 本会が職員代表と書面により控除することを協定したもの。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は通勤距離が片道2キロメートル以上の契約職員(センター警備員を除く)に対し支給する。

- 2 前項に定める通勤手当の月額額は、次のとおりとする。

2 km以上 5 km未満	2,000 円
5 km以上 10 km未満	4,100 円
10 km以上 15km 未満	6,500 円
15km 以上 20km 未満	8,900 円
20km 以上 25km 未満	11,300 円
25km 以上 30km 未満	13,700 円
30km 以上	16,100 円

- 3 公共交通機関利用者については、16,100 円を上限として実費額を支給する。
- 4 前項の要件を具備する者は、通勤届によりその通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。通勤届の内容に変更を生じた場合も同様とする。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する契約職員に対して第3項に定める日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し又は死亡した契約職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において契約職員が受けるべき基本給を算定基礎とし、これに別表2に定める割合を乗じて得た額に基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて別表3に定める割合を乗じて得た額とする(本人の勤務成績を反映させることができる)。
- 3 勤勉手当の支給日は、次の表に定める日とする。

ただし、これらの日が休日、日曜日、又は土曜日に当たるときはその日の前日において直近の休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月20日
12月1日	12月15日

4 第2項に規定する在職期間は、契約職員が休職にされていた期間（業務上の負傷又は疾病による休職を除く）については除算する。

（介護支援専門員手当（ケアマネ手当））

第10条 居宅介護支援事業に従事する介護支援専門員で、24時間連絡体制を確保するために携帯電話を所持させる者に手当を支給する。

2 介護支援専門員手当の金額は、次のとおりとする。

- (1) 平日 1日あたり 500円
- (2) 土日祝日 1日あたり 1,000円

（職員紹介手当）

第11条 職員紹介手当は、在籍職員が本会の必要とする正職員、契約職員、登録ヘルパー、パート職員を紹介し、採用試験後に本会に採用された時点及び6ヵ月継続して勤務した場合に職員に手当を支給する。

2 職員紹介手当の金額は、次のとおりとする。

- (1) 採用時 一人あたり 10,000円
- (2) 採用6ヵ月後 一人あたり 30,000円

3 手当の支給は、採用日の翌月または採用後6か月に達した日の翌月に在籍する紹介した職員に支給する。

（介護職員処遇改善加算金）

第12条 介護職員処遇改善加算金については、別に定める介護職員処遇改善加算金の支給に関する規程による。

（介護職員等ベースアップ等支援加算手当）

第13条 介護職員等ベースアップ等支援加算手当については、別に定める介護職員等ベースアップ等支援加算手当の支給に関する規程による。

（保育所職員処遇改善手当）

第14条 保育所職員処遇改善手当については、別に定める保育所職員処遇改善手当の支給に関する規程による。

（キャリアパス手当）

第15条 介護職員については、介護職員処遇改善加算を活用し、別に定める「キャリアパス運用規程」に基づき、キャリアパス手当を支給する。

（メンター手当）

第16条 メンターを命じられた者については、別に定める「新入職員メンター制度規程」に基づき、メンター手当を支給する。

（処遇改善賞与）

第17条 介護職員については、介護職員処遇改善加算が基本給の昇給とキャリアパス手当等に配分したあと、残余がある場合には、処遇改善賞与を3月に支給する。

(離島勤務手当)

第18条 本土に居住する契約職員が江島、平島に渡航し勤務する場合は、日額1,100円の離島勤務手当を支給する。

(時間外勤務手当等)

第19条 勤務日に1日8時間の勤務を越えて勤務することを命ぜられた契約職員には、8時間を越えて勤務した時間の勤務1時間につき、1時間あたりの割増賃金の算定基礎の100分の125を時間外勤務手当として支給する。

2 法定休日に勤務することを命ぜられた契約職員には、勤務1時間につき、1時間あたりの割増賃金の算定基礎の100分の135を休日勤務手当として支給する。法定休日とは1週間(日曜から土曜)の全ての日に勤務した場合の最初の所定休日をいう。

3 深夜時間(午後10時から午前5時)に勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、1時間あたりの割増賃金の算定基礎の100分の25を深夜勤務手当として支給する。

4 前項に規定する勤務1時間あたりの算定基礎は、割増賃金の算定基礎額に12を乗じ、年間所定労働時間で除した額とする。

(給与の減額)

第20条 職員が勤務しないときは、就業規則で規定する休日及び休暇(特別休暇を含む)を除き、その勤務しない1時間につき、1時間あたりの基本給を減額して給与を支給する。

2 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって欠勤した場合、すべての手当は支給しない。

(休職者の給与)

第21条 休職を命じられた職員の給与には、次の各号に定める区分による。

(1) 業務上の負傷又は疾病により休職になったときは、労働者災害補償保険により補償する。

(2) 業務外の負傷又は疾病により休職になったときは、無給とする。

(補 則)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(社会福祉法人西海市社会福祉協議会契約職員給与規程の廃止)

第2条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会契約職員給与規程（平成17年4月1日施行）は廃止する。

（号俸の切替え）

2 切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸に応じて附則別表第1に定める号俸とする。

附 則

この規程は平成18年12月25日に改正し、平成18年12月26日から施行する。

附 則

この規程は平成19年12月27日に改正し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成21年3月24日に改正し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成21年11月24日に改正し、施行する。

附 則

この規程は平成22年3月26日に改正し、施行する。

附 則

この規程は平成22年5月27日に改正し、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は平成22年11月29日に改正し、平成22年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は平成23年3月28日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない契約職員で、平成22年1月1日に昇給した者の平成23年4月1日において号俸は、同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規程は平成25年7月9日に改正し、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年3月26日に改正し、給料表2は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これに伴い、契約職員給与規程施行細則を廃止する。

附 則

この規程は平成28年12月20日に改正し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成 30 年 3 月 19 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
第 12 条離島勤務手当については、平成 29 年 7 月 1 日から適用し支給する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 24 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 16 日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 11 日に改正し、別表 1 については、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 10 日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 30 日に改正し、令和 4 年 10 月 1 日（令和 4 年 10 月分支給）から施行する。

別表1（第3条関係）

給料表2

（令和4年3月11日改正 令和4年4月1日施行）

号俸	俸給月額
1	132,300
2	133,200
3	134,200
4	135,100
5	136,100
6	137,100
7	138,100
8	139,100
9	139,900
10	140,900
11	141,900
12	143,000
13	143,800
14	144,800
15	145,800
16	146,800
17	147,900
18	149,200
19	150,400
20	151,600
21	152,700
22	153,900
23	155,100
24	156,300
25	157,400
26	158,900
27	160,400
28	161,900
29	163,300
30	164,700
31	166,200
32	167,700
33	169,100
34	170,900
35	172,700
36	174,500
37	176,200
38	177,900
39	179,600
40	181,300

号俸	俸給月額
41	182,800
42	184,200
43	185,500
44	186,900
45	188,400
46	189,700
47	191,100
48	192,500
49	193,800
50	194,900
51	196,000
52	197,200
53	198,300
54	199,400
55	200,300
56	201,400
57	202,500
58	203,500
59	204,500
60	205,500
61	206,600
62	207,500
63	208,400
64	209,300
65	210,000
66	210,800
67	211,500
68	212,300
69	212,700
70	213,300
71	213,600
72	214,000
73	214,200
74	214,600
75	215,100
76	215,700
77	215,900
78	216,600
79	217,100
80	217,600

号俸	俸給月額
81	218,300
82	218,600
83	219,200
84	219,900
85	220,500
86	220,900
87	221,300
88	222,000
89	222,500
90	223,000
91	223,500
92	223,900
93	224,300
94	224,700
95	225,100
96	225,400
97	225,700
98	226,200
99	226,700
100	227,200
101	227,600
102	228,100
103	228,700
104	229,300
105	229,700
106	230,200
107	230,500
108	230,900
109	231,100
110	231,500
111	232,000
112	232,400
113	232,600
114	233,100
115	233,600
116	234,100
117	234,400
118	234,800
119	235,200
120	235,600
121	236,000

別表 2 (第 9 条関係)

	割 合	計
6 月に支給する場合	100/100	100/100
1 2 月に支給する場合	100/100	100/100

※賞与の支給割合は前年度の業績により毎年度で決定する。

別表 3 (第 9 条関係)

	勤 務 期 間	割 合
勤 勉 手 当	6 ヶ月	100/100
	5 ヶ月 1 5 日以上 6 ヶ月未満	95/100
	5 ヶ月以上 5 ヶ月 1 5 日未満	90/100
	4 ヶ月 1 5 日以上 5 ヶ月未満	80/100
	4 ヶ月以上 4 ヶ月 1 5 日未満	70/100
	3 ヶ月 1 5 日以上 4 ヶ月未満	60/100
	3 ヶ月以上 3 ヶ月 1 5 日未満	50/100
	2 ヶ月 1 5 日以上 3 ヶ月未満	40/100
	2 ヶ月以上 2 ヶ月 1 5 日未満	30/100
	1 ヶ月 1 5 日以上 2 ヶ月未満	20/100
	1 ヶ月以上 1 ヶ月 1 5 日未満	15/100
	1 5 日以上 1 ヶ月未満	10/100
	1 5 日未満	5/100
	0	0